

## 溶接継手の A 級について

現在、溶接継手は平成 12 年の地方自治法の改正により、鉄筋の継手の構造方法を定める件（旧建設省告示 1463 号）によって「ガス圧接同様、一般的な継手として使用が可能」となっています。また、継手を設ける位置については 2020 年度版建築物の構造関係技術基準解説書（以下、解説書と略す）に明記されており、基本全数継手については A 級性能が必要と明記され、解説書に溶接継手の A 級性能判定基準が定められています。しかし、その判定基準を公的に判定している機関は存在せず、国の認定を要するものではありません。本来各現場で A 級性能を確認するためのツールとして日本鉄筋継手協会の認定、建築センターの評定、鉄筋溶接継手協会の認定が「性能評価の確認の一部」として使用されています。

そんな中で時折問い合わせがあるのが「性能評価機関の錯誤」です。上記にも記しているように、国土交通省(国)は、第三者評価を行なう団体を特定しているものではなく、上記団体に於いてもそれぞれのルールにより任意の A 級性能判定が行われています。2020 年版建築物の構造関係技術基準解説書 P182 の溶接継手性能判定基準の内容的に確認頂ければ A 級ということであり、決して日本鉄筋継手協会の仕様に沿っていなければ A 級でない、ということはありません。当協会の継手性能試験（性能評価書）もこの内容に沿って溶接継手性能が A 級であることを評価しております。

また、日本鉄筋継手協会規格 JRJS 0007：2017 A 級継手使用基準に以下のように書かれています。

「本基準は、(公社)日本鉄筋継手協会にて認定を受けた A 級継手、あるいは本協会以外で認定等を受けた A 級継手に適用する。」

この「等」という一言が存在しているように、機関を特定しているものではありません。当溶接継手協会に於いても、A 級継手性能試験により性能評価を事前に行ない、施工管理体制が整っている会社に対し施工認定書を発行しています。この施工認定書を保有している会社こそ、A 級継手施工が可能としています。

また、鉄筋溶接技量検定試験に於いても JIS Z 3882 が定められており、当協会に於いてもこの JIS Z 3882 を運用し、資格試験を行なっております。その各資格種別に定められた作業可能範囲に従い、現場施工を行なっております。

平成 28 年に某機関が発行している評定会社の傘下会社が正規の仕様と異なる溶接ワイヤが不正に用いられた事案がありました。このような事例を二度と起こさない為にも溶接継手に対する正しい知識と技量を広めていますので、今一度、溶接継手に対するルールを再確認いただけると幸いです。

令和 6 年 10 月

一般社団法人 鉄筋溶接継手協会

「溶接継手の A 級について」

令和 5 年 11 月 初版発行

令和 6 年 10 月 内容追加